

第4次大府市犯罪のないまちづくり基本計画  
(案)

《令和5年度～令和9年度》

大 府 市

令和5年1月



# はじめに

愛知県における刑法犯認知件数は、平成 15 年に戦後最多となる約 22 万 6 千件を記録しました。こうした深刻な治安状況を打開するため、平成 16 年に「愛知県安全なまちづくり条例（平成 16 年愛知県条例第 4 号）」が制定・施行され、平成 18 年には「あいち地域安全緊急 3 か年戦略」、「あいち地域安全県民行動計画」が策定されました。

本市は、平成 19 年 1 月に施行した「犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例（平成 18 年大府市条例第 37 号）」に基づき、各種施策をより効果的かつ計画的に推進するため、これまで 3 次にわたって「大府市犯罪のないまちづくり基本計画」を策定し、市民、自治会等、事業者及び警察と連携して、犯罪のないまちづくりを推進してきました。

本市における治安状況は、自治会等による自主防犯ボランティアの活躍、青色防犯パトロール車によるパトロール効果や警察の協力により犯罪の抑止に努め、令和 3 年の刑法犯認知件数は 293 件、住宅対象侵入盗は 15 件となりました。「第 3 次大府市犯罪のないまちづくり基本計画」では、刑法犯認知件数を毎年減少させること及び住宅対象侵入盗を毎年 65 件以下とすることを基本目標にしており、毎年目標を達成し続けることで、計画開始当初の刑法犯認知件数 659 件とともに、住宅対象侵入盗 50 件から大きく減少させることができました。

一方、高齢化の波や都市化の進展に伴う著しい環境の変化が、特殊詐欺や侵入盗、自動車盗などの身近な犯罪を巧妙化させ、治安の維持を難しくしています。

本市では、令和 3 年 10 月から、特殊詐欺防止用電話機器等の購入費を補助する制度を開始するなど、高齢者を狙った特殊詐欺被害を未然に防ぐための取組を実施しており、治安状況に合わせた施策を推進しています。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に基づく、地方再犯防止推進計画の側面を持たせており、犯罪をした者及び非行少年が、再び罪を犯さないように指導・支援する再犯防止対策や、犯罪抑止に効果がある防犯カメラの設置を推進してまいります。

しかしながら、地域の安心・安全は、警察力や行政の啓発活動やパトロール活動だけでなく、市民一人ひとりの防犯意識をもった行動と、自治会等による地域の協力は不可欠です。

「防犯意識の醸成と地域防犯力の向上」、「犯罪の起きにくいまちづくりの推進」、「市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進」を 3 つの柱とした「第 4 次大府市犯罪のないまちづくり基本計画」を地域安全・防犯活動の指針とし、安心して安全に暮らせる大府市の実現を目指してまいります。

令和 5 年 1 月

大府市長 岡村 秀人

# 目 次

ページ

I	治安情勢の現状と推移	
1	本市の治安状況	1
	(1) 治安状況	
	(2) 本市の治安水準	
	(3) 体感治安	
2	犯罪発生要因	3
3	これまでの取組と今後の課題	3
	(1) これまでの取組	
	(2) 今後の課題	
II	基本計画の体系	
1	基本目標、計画期間	5
	(1) 計画設定の趣旨	
	(2) 基本目標	
	(3) 計画期間	
2	施策の3つの重点目標	6
	(1) 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	
	(2) 犯罪の起きにくいまちづくりの推進	
	(3) 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	
3	犯罪のないまちづくりの施策の体系	7
III	計画の基本的事項	
1	基本計画策定の趣旨、性格	8
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 計画の性格等	
	(3) 犯罪のないまちづくりの定義	
	(4) 対象とする犯罪など	
2	推進体制と役割分担	9
	(1) 推進体制	
	(2) 役割分担	

#### IV 施策の推進計画

##### 重点目標 1 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上 . . . . . 11

- 1 市民総ぐるみの防犯運動の推進
- 2 防犯意識啓発活動の推進
- 3 犯罪に関する情報収集活動の推進
- 4 犯罪に関する情報発信
- 5 相談窓口の周知及び活用の推進
- 6 地域連帯の強化
- 7 防犯 4 原則の啓発、推進活動
- 8 自主防犯団体活動の活性化と支援
- 9 防犯活動のアピール
- 10 ボランティアネットワークの向上
- 11 安心安全重点地区への活動の促進
- 12 事業者への防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画促進
- 13 地域安全専門員による活動支援
- 14 地域安全推進員の効果的な運用

##### 重点目標 2 犯罪の起きにくいまちづくりの推進 . . . . . 17

- 1 犯罪に強い街並み形成の推進
- 2 防犯カメラ設置の推進と促進
- 3 管理の行き届いた街並み形成の推進
- 4 規範意識向上のための啓発と教育の充実
- 5 再犯防止対策の推進

##### 重点目標 3 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進 . . . . . 20

- 1 子どもへの防犯対策の充実
- 2 学校などにおける防犯対策の充実
- 3 通学路、公園などに対する安全確保対策の推進
- 4 市民と協働した見守り活動の推進
- 5 インターネット上の犯罪から子どもを守る取組の推進
- 6 女性・高齢者への防犯対策の推進
- 7 特殊詐欺対策の推進
- 8 侵入盗対策の推進
- 9 自動車関連窃盗対策の推進
- 10 犯罪情勢に即応した情報発信の推進
- 11 暴力団排除活動の推進
- 12 犯罪被害者等への支援

# I 治安情勢の現状と推移

## 1 本市の治安状況

### (1) 治安状況

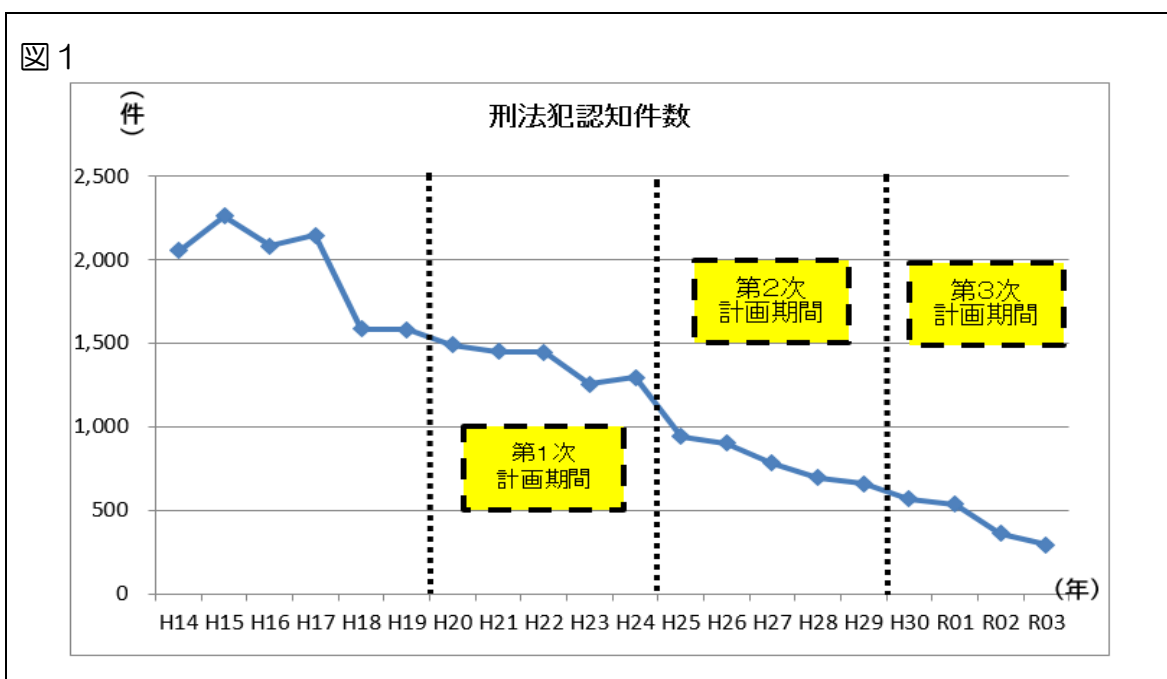
本市は名古屋市南部と隣接し、多方面への交通結節点であり、その利便性の高さを活かし発展を続けています。その一方で、地域連携の希薄化、インターネットなどの通信網の高度化による急速なIT化の進展や交通網の整備に伴う著しい環境の変化は治安の維持を難しくしています。

そうした中で、本市の治安状況は、青色防犯パトロール（以下、青パトという。）隊によるパトロールや地道な啓発活動、警察の協力もあり、図1のとおり年々改善しており、令和3年中の刑法犯認知件数は293件で、過去20年間で最も多かった平成15年の2,262件と比較し大幅に減少しました。

しかしながら、図2のとおり罪種別では年毎で増減が見られ、令和3年に自転車盗が、令和元年と令和3年に部品ねらいが増加し、刑法犯認知件数が年々減少傾向にある中においても油断ができない状況が続いています。

### (2) 本市の治安水準

令和3年における犯罪率と県内での順位は、図3、4のとおり69市区町村中8番目に良い水準となっています。



※統計は、愛知県警察資料参照

図2

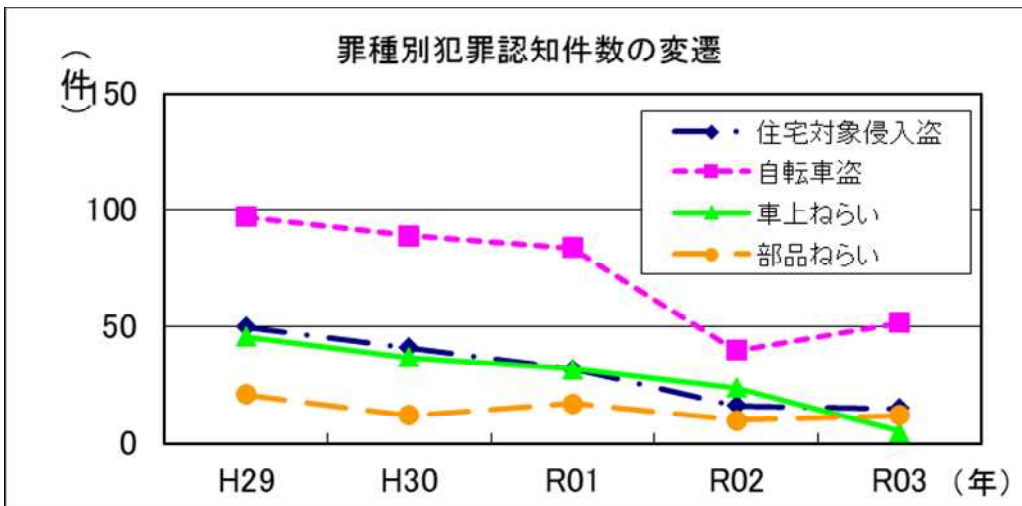


図3

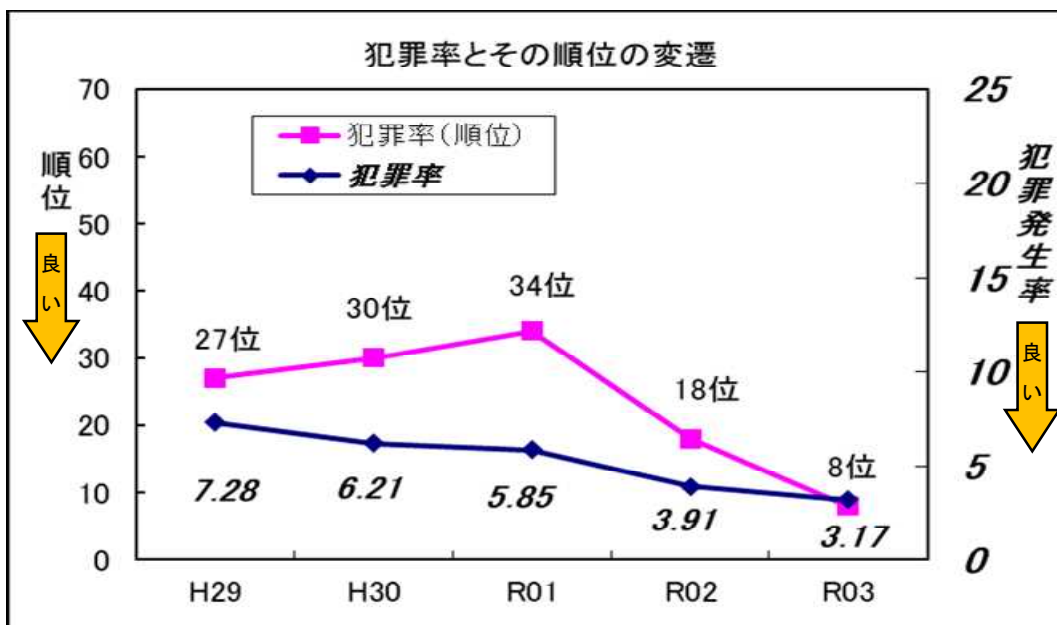


図4

	H29	H30	R01	R02	R03
刑法犯認知件数(件)	659	568	537	361	293
犯罪率(件)	7.28	6.21	5.85	3.91	3.17
県内における大府市の犯罪率順位／県内市区町村数	27/69	30/69	34/69	18/69	8/69

※ 犯罪率：住民1,000人当たりの刑法犯認知件数

### (3) 体感治安

令和2年度市民意識調査の結果では、防犯対策（防犯灯の設置など）についての満足度は、「満足」、「おおむね満足」と回答した人が42.6%で、

目標の50%には届きませんでした。

また、防犯対策（防犯灯の設置など）についての重要度評価は、「力を入れてほしい」、「できれば力を入れて欲しい」と回答した人が73.9%で、本調査の質問項目全52問の中でも重要度が3番目に高い結果となりました。刑法犯認知件数は減少しているものの、防犯対策が重要であるとの結果から、市民の防犯対策に対する関心はまだまだ高いと感じられます。

## 2 犯罪発生要因

本市における犯罪の状況は、他の自治体と同じく

- 地域連帯の希薄化と一人ひとりの防犯意識の欠如
- 規範意識の低下
- 犯罪の多様化・巧妙化・グローバル化
- 生活環境等の変化

などが複雑に絡み合っており、これらの要因を分析し、適切な犯罪防止対策を講じる必要があります。

特に、本市の特徴としては、伊勢湾岸自動車道、名古屋高速道路、名古屋第二環状自動車道、国道23号、国道302号の幹線道路と直結しており、交通事情が格段に良いため、犯罪を起こしても直ぐに逃げられるという状況が挙げられます。

## 3 これまでの取組と今後の課題

### (1) これまでの取組

#### ① 条例と基本計画

本市では、防犯意識を高めるため、平成19年を「治安回復元年」と位置付け、「犯罪のない安心して安全に暮らせる大府市をつくる条例(以下、条例という。)」を施行しました。

また、条例に基づき「大府市犯罪のないまちづくり基本計画(以下、基本計画という。)」を3次にわたって策定し、条例の基本理念「市民、自治会等、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して推進するものとする」ための施策を実行しました。

さらに、令和4年には、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るなど、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現す



るため、「大府市犯罪被害者等支援条例（令和4年大府市条例第2号）」を制定しました。

## ② 基本計画に基づく取組

基本計画に掲げた目標を達成し、犯罪のないまちを実現するため、以下の取組を重点的に進めました。

### ○ 防犯意識の高揚及び防犯力の向上

自治区や企業で結成されている青パト隊や、市の地域安全推進員（警察官OBなど）により、継続的な防犯パトロール活動を官民一体となって展開しました。市の地域安全専門員（警察官OB）により、警察など関係機関と連携し、学校及び自治会等に犯罪情報を提供したり、防犯講話を実施したりするなど、様々な犯罪情報を収集、発信することで、防犯意識の高揚及び防犯力の向上に努めました。

### ○ 子どもや女性、高齢者の安全を確保するまちづくりの推進

子どもを守る対策として、警察と連携し、小中学校や放課後クラブなどで、不審者対応訓練、SNSの危険性の周知及びインターネットを適切に利用できるよう情報モラル教室を実施しました。女性や高齢者を守る対策として、痴漢防止、特殊詐欺防止の啓発及び防犯講話を実施するとともに、特殊詐欺を始めとした様々な犯罪事例を収集し情報発信することで、被害件数減少及び注意喚起に努めました。

### ○ 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

警察や専門家と連携して実施する防犯診断や、市が管理する全ての防犯灯のLED化と防犯カメラの設置だけでなく、市民一人ひとりが参加できる「一戸一灯運動」を推進しました。また、各学校による防犯ネットワーク会議等を開催することで、犯罪の起きにくいまちづくりを推進しました。

## （2）今後の課題

治安回復には、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という自助、共助の考えから始まる防犯意識の醸成及び地域防犯力の向上が必要です。

犯罪抑止に効果がある防犯カメラは、引き続き、設置を推進する必要があります。

また、犯罪をした人の約半数が再犯者であることから、犯罪をした者及

び非行少年への立ち直り支援などの再犯防止対策を図ることなど、犯罪の起きにくいまちづくりをより一層推進することが求められます。

さらに、侵入盗、自転車盗、自動車関連窃盗、特殊詐欺等の市民に身近な犯罪の対策を推進し、市民、自治会等、事業者及び警察が一体となって取り組み、市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策をしていくことも求められます。

## Ⅱ 基本計画の体系

### 1 基本目標、計画期間

#### (1) 計画設定の趣旨

防犯対策の出発点は、犯罪リスクを理解し、防犯意識を市民一人ひとりに持ってもらうことです。

本市がなすべき防犯対策の基本は、「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域で守る」という考えを定着させ、市民一人ひとりの防犯意識の醸成を図り、連携、協力しながら、一体となって「犯罪のないまちづくり」を進め、防犯活動の基礎体力ともいえる地域防犯力を向上させることです。

しかし、防犯意識を市民一人ひとりに定着させ、地域防犯力を向上させるには長い時間がかかり、世代や環境で防犯意識の差があるため、新たな5年でさらに防犯意識を醸成し、犯罪抑止能力を備えた地域防犯力の高いまちを目指します。

#### (2) 基本目標

- 市民総ぐるみの防犯運動を展開し、市民一人ひとりの防犯意識を醸成することで、本市の地域防犯力の向上を図る。
- 刑法犯認知件数を毎年減少させる。
- 住宅対象侵入盗、特殊詐欺、自動車関連窃盗を毎年減少させる。

#### (3) 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

## 2 施策の3つの重点目標

### (1) 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子どもから大人まで、市民一人ひとりが自分の身は自分で守ることを意識して行動できるように、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった市民総ぐるみ運動を展開し、防犯意識の醸成を図ります。

地域防犯力の向上のため、自主防犯組織の活動の活発化を図るとともに、「地域の安全は地域で守る」という考え方を基本とし、市民、自治会等、事業者、警察及び市がそれぞれの役割を担い、相互に必要な情報を共有し、密接に連携を図りながら、協働して推進します。

### (2) 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

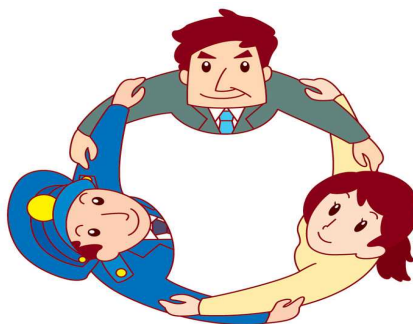
犯罪の起きにくいまちづくりの推進のため、防犯意識の醸成や地域防犯力の向上を目標として各種施策を実施していますが、いかに積極的な防犯対策を実施しても、犯罪が発生しやすい環境や状況を放置しては、十分な効果を期待することはできません。

本市では、犯罪をした者及び非行少年への立ち直り支援などの再犯防止対策の推進や犯罪防止に配慮した「犯罪に強い街並み」、「管理の行き届いた街並み」を整備・普及することにより、犯罪の起きにくいまちづくりを目指します。

### (3) 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

子ども、女性、高齢者、障がい者を始めとする犯罪弱者の安全を確保する施策を実施します。

また、侵入盗、自動車盗、自動車関連窃盗、特殊詐欺等の市民に身近な犯罪の対策に取り組むとともに、学校、自治会等、家庭、事業者、警察及び市が一体となって、子どもを犯罪から守るための安全対策や、女性、高齢者、障がい者等が被害者となる犯罪を防止するための対策を推進します。

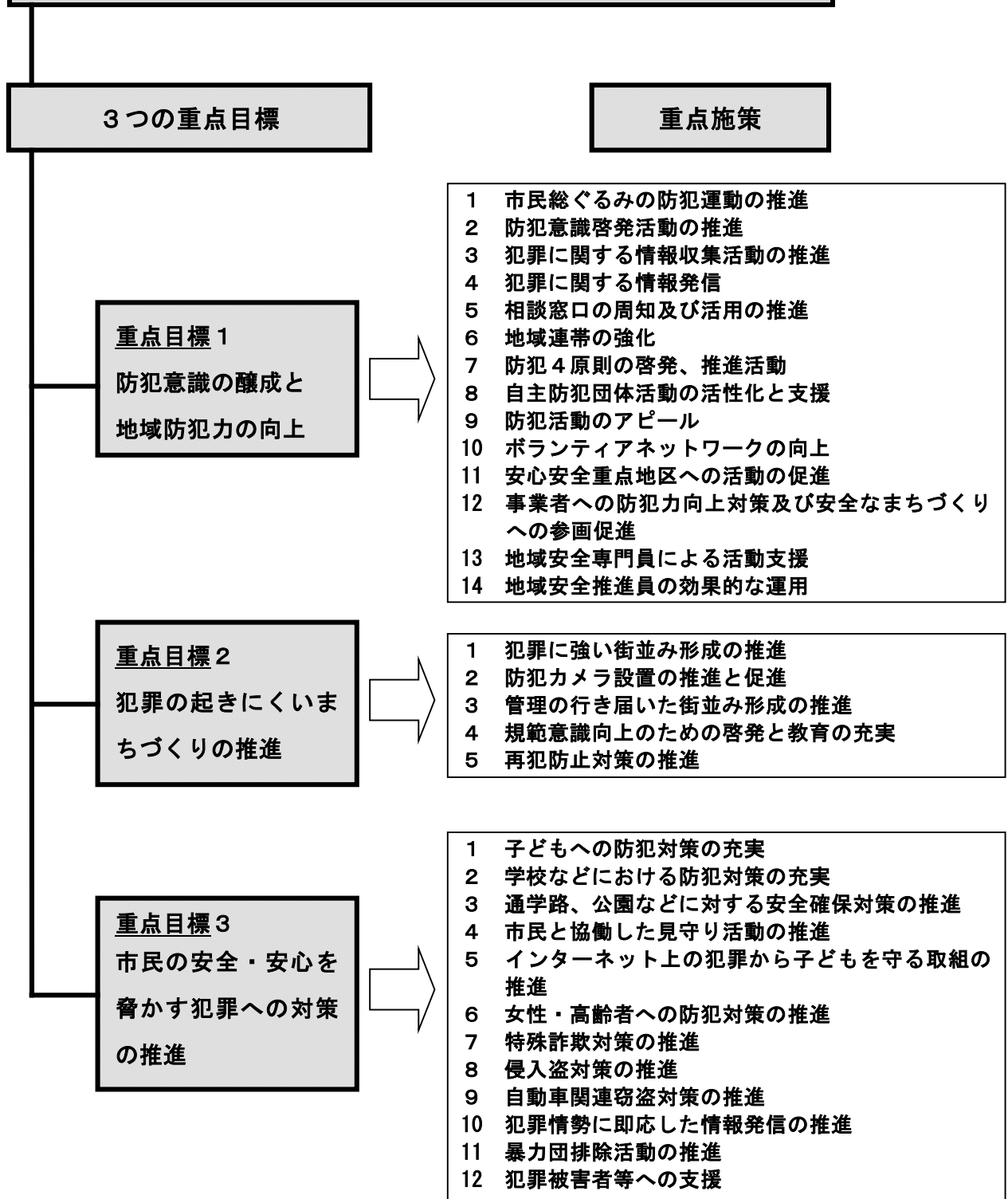


**自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守ります！**

### 3 犯罪のないまちづくりの施策の体系

#### 本計画の基本目標

- 市民総ぐるみの防犯運動を展開し、市民一人ひとりの防犯意識を醸成することで、本市の地域防犯力の向上を図る。
- 刑法犯認知件数を毎年減少させる。
- 住宅対象侵入盗、特殊詐欺、自動車関連窃盗を毎年減少させる。



### Ⅲ 計画の基本的事項

#### 1 基本計画策定の趣旨、性格

##### (1) 策定の趣旨

本市では、平成19年度からこれまで3次にわたって、条例に基づき基本計画を策定し、市民、自治会等、事業者、警察及び市がその他の関係団体と連携して一体となった活動を展開してきました。

しかし、侵入盗、自転車盗、自動車関連窃盗、特殊詐欺など市民に身近な犯罪が引き続き発生するとともに、犯罪弱者（子ども、女性、高齢者、障がい者）を対象とした犯罪が発生し、私たちの安心で安全な暮らしが脅かされている状況にあります。

本基本計画は、これまでの計画を引き継いだうえで新たな視点を加え、「犯罪のないまちづくり」に関する有効な施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を担保するために策定するものです。

##### (2) 計画の性格等

###### ① 計画の性格

- 「犯罪のないまちづくり」に関して、総合的かつ長期的に講ずるべき施策の大綱となるものです。
- 条例に基づく施策及び実施すべき施策を体系付け、市民、自治会等、事業者、警察及び市それぞれがどのような犯罪防止活動をすべきかを示すものです。
- 本市の地域特性、犯罪情勢を的確に踏まえたものです。
- 地域の自主防犯団体等の意見を計画に反映させることにより、実効性の高い犯罪防止対策の指針を示すものです。
- 本計画における「重点目標2 犯罪の起きにくいまちづくりの推進」の「5 再犯防止対策の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として、位置付けます。

###### ② 計画の変更について

本基本計画は、犯罪の態様や発生状況の変化などの社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化により検証、見直しを行い、施策が効果的かつ効率的に推進できるように努めることとします。

### (3) 犯罪のないまちづくりの定義

条例第2条に定義されるもので、条例制定以前には別々に進められていたパトロール活動などの啓発による対策と犯罪防止に配慮した建物、道路及び公園などの環境整備による対策を市民、自治会等、事業者、警察及び市が協働して総合的に推進することにより、犯罪の起きにくい安心して安全に暮らせる空間や社会、制度を作る行動をいいます。

### (4) 対象とする犯罪など

侵入盗、自転車盗、自動車関連窃盗、特殊詐欺等の不特定多数を狙い、市民生活の身近な場所で発生する街頭犯罪及び子ども、女性、高齢者を狙った犯罪をいいます。

なお、幼児・児童・高齢者虐待、DV、テロについては、既に独立した取組で施策が体系化されていますので、ここで対象とする「犯罪」の範囲には含みません。

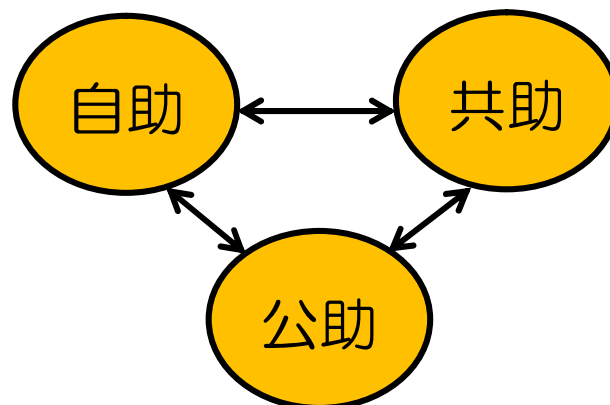
## 2 推進体制と役割分担

### (1) 推進体制

本基本計画の策定と推進にあたり、条例の規定により設置した「大府市犯罪のないまちづくり推進会議」を中心として、市民、自治会等、事業者、警察及び市並びに関係機関が相互に連携、協力しながら一体となって、犯罪のない安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

### (2) 役割分担

災害に対する考え方と同じように、他人任せではなく「自分たちでできることは、自分たちで（自助）」、「地域でできることは、地域で（共助）」、「自助や共助では解決できないことを行政が支援する（公助）」の3つがお互いに結びついて活動を進めることにより地域力を向上させ、犯罪のない安心して安全に暮らせるまちを実現します。



### ① 市民の役割（自助・共助）

市民は、防犯意識を高め、「自分の身は自分で守る」の考えのもと、自らが犯罪の被害者とならないよう日常生活における安全の確保に努めるとともに、地域における「犯罪のないまちづくり」に積極的に取り組みます。

### ② 自治会等の役割（共助）

自治会等は、「地域の安全は地域で守る」の考えのもと、地域住民への情報提供や防犯意識の浸透、防犯活動の実施や普及に取り組むなど、自らの考えにより積極的に「犯罪のないまちづくり」を推進するとともに、市民、事業者、警察、市、他の自治会等が主体となる活動に協力します。

### ③ 事業者の役割（自助・共助）

事業者は、その事業活動に伴う犯罪の誘発要因の除去に努めるとともに、市民、自治会等、警察及び市が主体となって進める「犯罪のないまちづくり」に協力します。

### ④ 学校、PTA等の役割（共助・公助）

学校、PTA等は、当該学校などの施設内における幼児、児童、生徒の安全を確保するよう努めるとともに、市民（保護者）、自治会等、事業者、警察及び市との連携を密にして、危機管理意識の醸成、犯罪情報の共有化を図り、インターネット犯罪に代表されるような犯罪を含め、あらゆる犯罪への的確な対応により「犯罪のないまちづくり」の実現に取り組めます。

### ⑤ 警察の役割（公助）

警察力をより効率的に運用し、犯人検挙やパトロール活動の強化にあたる必要があります。しかし、警察力にも限界があるため、市民、自治会等、事業者及び市と連携を図り、犯罪者の早期検挙や、専門知識を活かした講話、啓発活動、パトロール活動により「犯罪のないまちづくり」を推進します。

また、本市は、昭和63年から知事、県議会、県警本部に陳情活動するなど、警察署の誘致を積極的に行っています。

### ⑥ 市の役割（公助）

「大府市犯罪のないまちづくり推進会議」を設置し、本基本計画及び本基本計画に基づく実施計画の策定、庁内関係部局間を調整し、「犯罪

のないまちづくり」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、市民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった犯罪のないまちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行います。

さらに、計画実行による市の治安回復の成果をより理解してもらうために、治安情勢などとともに、計画目標の達成状況を報告します。

## IV 施策の推進計画

### 重点目標 1 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

#### 1 市民総ぐるみの防犯運動の推進

##### (1) 街頭犯罪防止啓発活動の実施

市民、自治会等の関係機関が協働して駅前や大規模商店など、市民の集まる場所で防犯グッズなどを用いた街頭犯罪防止啓発活動を実施します。

##### (2) 「防犯の日」の街頭広報活動の実施

様々な団体、人々が子どもの見守り活動や不審者・侵入盗対策の防犯活動を実施して、成果を上げています。本市では、毎月15日を「防犯の日」と定め、「市民の防犯意識の醸成、犯罪の未然防止」のため、学校、自治会等にも呼びかけ、警察と連携して街頭広報活動を実施します。

#### 2 防犯意識啓発活動の推進

##### (1) 防犯講話の実施

学校、自治会等に、専門的知識を有する警察官や地域安全専門員などによる防犯講話を実施します。

##### (2) 防犯診断の実施

専門的知識を有する警察官や防犯診断士等が講師となる体験型の防犯活動の一種である住宅及び事業所に対する防犯診断を実施します。

#### 3 犯罪に関する情報収集活動の推進

##### (1) 事件届出励行の啓発活動

犯罪には、110番通報などにより警察に寄せられ事件処理されるものの他、学校、事業所及び保護者に直接寄せられ警察事案とならず、情報発信されない不審者、不審車両等の小さな犯罪もあります。

また、痴漢などの女性を狙った犯罪や暴力団犯罪は、その事件の性質か



ら潜在化しやすく、泣き寝入りすることとなり、警察事案とならない場合が見受けられます。

犯人検挙及び二次被害の防止の観点から、それぞれの犯罪に対応した「事件届出励行」の啓発活動を実施します。

## **(2) 関係機関の連携、多角的な情報収集活動**

市民、自治会等の関係機関が連携を強化し、警察に寄せられた事件情報の他、事件の前兆ともいえる不審者、不審車両等の小さな犯罪情報、潜在化が懸念される痴漢などの女性を狙った犯罪情報、暴力団犯罪情報についても情報共有を推進します。

## **4 犯罪に関する情報発信**

### **(1) 主体別情報発信の方法**

#### **① 市の情報発信**

広報おおぶや市公式ウェブサイト、市公式SNSなどを活用して防犯に関する各種情報や基本計画の進捗状況を発信します。

また、啓発活動等の活動予定の情報を新聞社などのメディアに提供し、市の活動をよりPRできるよう働きかけます。

#### **② 自治会等を中心とした情報発信**

自治会等において、市民から犯罪情報を認知した場合は、速やかに警察、市及び関係機関に通報するとともに、事態の程度により、電話や回覧板などを活用し、情報発信を図ります。

#### **③ 事業者等の情報発信**

同業者相互間で防犯情報交換会を実施し、情報の共有化を図ります。

### **(2) メールマガジンによる情報発信**

近年、スマートフォンを含めた通信機器の普及は目覚しく、その普及率、機能性から、これらを活用した情報発信は、非常に有効です。

市内の犯罪情報について、メールマガジンを活用し、犯罪情報の早期伝達・共有化を図るとともに、メールマガジンへの登録を呼びかけます。

## **5 相談窓口の周知及び活用の推進**

盗難などの街頭犯罪だけではなく、インターネット普及に伴うサイバー犯罪や、キャッシュカードすり替え詐欺、還付金等詐欺といった特殊詐欺等は巧妙化しており、いつ被害に遭うか分からない状態にあります。市民に、専門的知識を有する相談窓口を周知して、積極的な活用を促進することにより、

犯罪被害の未然防止を図ります。

## 6 地域連帯の強化

### (1) 地域連帯強化の必要性

日本における治安悪化の大きな要因の一つに「地域連帯の希薄化」があります。本市は、昔から自治区を中心に連帯意識が強い地域ですが、近年の道路整備、都市整備の進捗に伴う人口増加、匿名性の浸透、社会生活の変化により大都市近郊の他の自治体と同様、地域連帯の希薄化が進み、地域による犯罪抑止能力が低下しています。

本市の犯罪抑止能力を高めるため、自治会への加入や隣組活動の促進など、地域連帯の強化を図ります。

### (2) 住民同士のあいさつ、声かけ運動の推進

人や地域の連帯感を強化する最も初歩的、効果的なものは、「あいさつ、声かけ」です。

また、「あいさつ、声かけ」により、不審者が、侵入・滞留しにくい空間を作り出すことで、その結果、不審者を発見しやすくなり、第三者（犯罪を企だてる者）を寄せ付けない防犯施策「領域性の確保」を実現するものです。

地域防犯ボランティア活動に参加する時間確保が困難な就労者の方々や、小中学生や幼児でも気軽に実施できる地域住民同士の「あいさつ、声かけ運動」を積極的に推進し、恒常的な防犯力向上を図ります。

## 7 防犯4原則の啓発、推進活動

防犯4原則とは、犯罪を防止するための基本原則で、「時間・光・音・地域の目」を基点とした犯罪防止対策です。

広報啓発活動を通じて、市民、自治会等、事業者にも同原則を踏まえた活動を実施してもらい防犯力の向上を図ります。



## 8 自主防犯団体活動の活性化と支援

### (1) 自主防犯活動の活性化

#### ① 犯罪情報の提供

防犯意識の醸成に重要なことは「関心を持ってもらうこと」であるため、タイムリーかつ効果的な犯罪情報の提供に努めます。

#### ② 自主防犯活動に関する情報交換の促進

自主防犯活動に従事する関係者を対象に防犯講習会や合同パトロールなどを通じて情報交換を促進します。

#### ③ 防犯活動への積極的な参加

市や警察が行う防犯活動に積極的に参加するように促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

#### ④ 顔を見せる活動の推進

学校などに、自主防犯団体に活躍するボランティア活動員を紹介します。

### (2) 自主防犯団体活性化の支援

本市では、全自治区で活動している青パト隊を始め、多くの自主防犯団体が活動しています。団体の設立や活動に対するアドバイスを地域安全専門員や警察により実施し、自主防犯団体の活性化を図ります。

### (3) 自主防犯活動に対する支援

#### ① 資機材の提供

自主防犯活動に取り組む団体の実態を把握し、必要とする資機材を提供、支援します。

#### ② 犯罪情報及びパトロールの方法、知識などの提供

自主防犯団体が効果的な防犯活動を実施するため、合同パトロールや防犯講習会を通じて、犯罪情報及びパトロールの方法、知識を提供するとともに、活動するうえでの注意事項を徹底し、パトロール中の事故防止を図ります。

## 9 防犯活動のアピール

### (1) 「防犯ベスト」などの活用

「防犯」と記載された防犯ベストなどは、パトロール活動の象徴的な装備品として定着しています。

パトロール活動以外にも着用することで、目に見える形での防犯力の向上と防犯意識の醸成につながります。

## **(2) ステッカー貼付車の促進**

監視の目を増やす活動施策として、「街頭犯罪監視中」、「パトロール中」などの防犯シートやステッカーを自転車の前カゴや、自動車の車体、窓ガラスに貼付する活動を推進します。

## **(3) 青パト活動の支援**

青パトの効果は、地域全体が犯罪を警戒しているという雰囲気を作り出し、犯罪を企てている者に警戒心を抱かせる効果だけでなく、地域住民の防犯意識の醸成にも役立ちます。本市では、既に青パトによるパトロール活動が自治会等により盛んに実施され、本市の防犯活動のシンボルとなっており、今後も、青パト活動が充実するよう支援します。

また、青パトの登録申請手続は、一定の要件が必要であるため、市と警察が連携して支援します。

# **10 ボランティアネットワークの向上**

## **(1) ボランティアネットワークの活用**

犯罪は地域を越えて発生しており、それぞれ独自に活動しては、犯罪者を効果的に封じ込めることは困難です。自主防犯団体同士が連携し、さらに、自主防犯団体と市民、学校、自治会等、事業者、警察及び市が連携を図ることが必要です。迅速に効果的な防犯活動ができるように、ボランティアネットワークにより、犯罪情報の発信を行います。

また、ボランティアネットワークを活用し、不審者情報や犯罪発生時の早期通報体制、警戒活動（子どもの見守り活動の強化）を行います。参加する自主防犯団体へSNS、メールマガジン及びファックス等を利用して情報発信を実施し、効果的なパトロール活動ができるよう支援します。

## **(2) ボランティア活動リーダーの養成**

自主防犯団体の代表として活動している方や、今後リーダーとなる可能性のある方などを対象とした講座を実施し、ボランティア活動リーダーを養成します。

令和3年度からは、「防犯活動の基礎、防犯ボランティア活動の心構え」、「防犯診断の行い方」、「子どもの安全確保、特殊詐欺寸劇による防犯技術の取得」、「警察官同乗による防犯パトロール」をテーマとした「おおぶ防犯ボランティア養成講座」を開催し、自主防犯ボランティア活動のスキルアップ及び地域において自発的に活動する人材の育成に努めています。

## 11 安心安全重点地区への活動の促進

### (1) 安心安全重点地区活動への支援

条例に基づく「安心安全重点地区」の活動を促進することで、効果的な犯罪防止活動を展開し、地域の防犯力の向上に努めます。

安心安全重点地区活動の促進に伴い、警察や地域安全専門員からの助言や活動補助、先進事例などの情報を提供するとともに、警察及び地域安全推進員等と連携して、合同パトロール活動を実施します。

### (2) 安心安全重点地区における活動情報の提供

市内の他地域の参考となるよう、安心安全重点地区での新たな取組などを様々な広報媒体を活用して、広く市民に情報を提供します。

## 12 事業者への防犯力向上対策及び安全なまちづくりへの参画促進

### (1) 事業者の防犯力向上対策

#### ① 防犯意識の醸成

防犯活動に取り組もうとする事業者の活動を支援するため、防犯講習会や情報提供を推進します。

#### ② 監視力の向上対策の推進

自動車関連窃盗（自動車盗、車上狙い、部品ねらい）や事務所荒しなどの建造物対象の盗難事犯に対応するため、事業者が管理する駐車場や事業所に近接する道路における監視力の向上及び不審者が、侵入、滞留しにくい環境を作り出すよう促し、犯罪の発生を抑止します。

#### ③ 特殊詐欺対策

特殊詐欺の被害防止のため、金融機関に、窓口やATMにおける広報活動の強化を促します。

### (2) 安全なまちづくりへの参画促進

#### ① 参画促進

事業者、各種団体による自主防犯活動の実施や地域住民、自治会等、警察、市と連携した安全なまちづくり活動への参加を促進します。

#### ② 自主防犯団体への活動支援の推進

地域防犯力向上のため、事業者に、自治会等との合同パトロールの参加を促します。

#### ③ 一戸一灯運動への参加

事業者に、門灯や玄関灯を朝まで点灯して市内全体を明るくする「一

戸一灯運動」への参加を呼びかけます。

## 13 地域安全専門員による活動支援

### (1) 犯罪情報の提供

警察からの犯罪情報を地域ごとに分析し、自治会等に情報を提供します。

### (2) 防犯研修・講話の実施

市民、事業者、学校等を対象とした防犯研修、講話を実施し、被害防止のためのアドバイスをを行います。

### (3) 自主防犯団体の活動支援

青パト登録の申請手続支援など、青パト隊を始めとする自主防犯団体の活動を支援します。

## 14 地域安全推進員の効果的な運用

### (1) パトロール活動の強化

青パトによる効果的なパトロールを実施するため、不審者情報が出た地域を重点的にパトロールし、犯罪情勢に応じたタイムリーな活動を行います。令和4年度からは、地域安全推進員を増員し、児童生徒の朝の登校にあわせた見守り活動に加えて、交通安全対策についても実施します。

### (2) 自主防犯団体の支援

合同パトロール活動などを通じて、防犯活動の方法、ポイント、事故防止方策などのアドバイスをを行います。

### (3) 活動の充実

より一層の防犯力の向上のため、合同パトロール活動以外では、防犯啓発活動に参加するなど、地域防犯活動の場へ積極的に参加します。

## 重点目標2 犯罪の起きにくいまちづくりの推進

### 1 犯罪に強い街並み形成の推進

#### (1) 防犯診断を通しての犯罪の起こりにくい環境づくりの啓発活動

犯罪者に、「犯罪がやりにくい、やめよう」と思わせるような、犯罪に強い街並みを形成することを推進します。

犯罪の起こりにくい環境づくりを実現するためには、市民に犯罪防止に配慮した構造等を理解してもらうことが必要です。体験型の防犯活動である防犯診断を積極的に行い、防犯性能の高い建物部品の推奨や家屋周辺の

死角をなくすこと、不審者が侵入及び滞留しにくい環境を作り出し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

## (2) 監視性の確保

### ① 防犯灯や街路灯の設置、管理

本市が管理する道路、公園などに防犯灯、街路灯の適切な設置を行い、明かりによる監視性の確保に努めるとともに、引き続き、防犯灯及び街路灯のLED化を実施します。

### ② 一戸一灯運動の促進

防犯灯の増設は、直ちにできるものではありません。家庭の門灯や玄関灯を朝まで点灯することで、点の明かりが面となり、市内全体が明るくなります。誰もがすぐに始められる防犯ボランティアである「一戸一灯運動」への参加を呼びかけます。

## 2 防犯カメラ設置の推進と促進

近年、防犯カメラは街中のいたる所に設置されており、凶悪事件の解決につながるなど、その有効性の高さは周知の事実です。一方、市民の行動がみだりに撮影されることに対する不安も懸念されています。

本市としても、近隣住民のプライバシーなどに配慮した上で、設置場所は十分に検討し、防犯カメラ設置を犯罪抑止のための重要な対策と位置付け、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

大府市公共施設等防犯カメラ設置計画に基づき、本市が管理する公共施設及び市内道路に防犯カメラの設置を積極的に推進するとともに、老朽化に伴う更新を計画的に進めます。

また、地域の防犯力向上のため、自主防犯団体等が行う防犯カメラのレンタル設置を含む地域の特性に合った防犯活動を促進します。

## 3 管理の行き届いた街並み形成の推進

### (1) 違法看板、落書きなどの対策

ごみの散乱、落書きや壊れた状態で放置された看板などで乱れた街並みは、住民の監視の目が行き届かない地域として犯罪者に狙われやすいことから、これらの犯罪を誘発する要因を早期に把握し、取り除くことにより美しい街並みを保ち、犯罪の発生を抑制します。

市、警察、中部電力、NTT、自治会等が連携し、違法看板、落書きなどの排除運動を通じて、管理の行き届いた街並みを形成する活動を推進し

ます。

## **(2) 放置自転車対策**

J R 大府駅、J R 共和駅周辺を中心に管理の行き届いた街並みを形成するため、大府市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年大府市条例第 22 号）に基づいた放置自転車対策を引き続き推進します。

## **(3) 迷惑駐車、放置車両対策**

犯罪者が身を隠し犯罪に利用されやすい駐車場、公園、空地、神社、仏閣、路上などにおける駐車、放置車両の排除、防止を推進します。

# **4 規範意識向上のための啓発と教育の充実**

## **(1) 規範意識の向上**

道徳教育や防犯講話等を通じて、社会秩序維持の基本である規範意識の向上を図ります。

とりわけ、青少年期に社会生活の基本的なルールを身に付け、規範意識の向上を図るため、いじめ防止を始めとした道徳教育や、いじめの早期発見と防止に取り組みます。

## **(2) 少年非行防止の推進**

### **① 地域活動への支援**

少年の犯罪被害防止と、少年による万引きや自転車盗などの犯罪を未然に防ぐため、地域において実施している「愛の声かけパトロール」などを支援します。

### **② 学校との連携**

学校が開催するネットワーク会議で、学校、自治会等の関係機関との情報交換を推進するとともに、地域で見守りをするにより非行防止を図ります。

### **③ 事業者との連携**

酒、タバコを販売する事業者に、年齢確認の確実な履行を促し、未成年者の飲酒、喫煙の防止を図ります。深夜に少年達がスーパーやコンビニなどの駐車場や公園に集まることは、非行の温床となるおそれがあることから、警察に通報するなどの対策を推進します。

# **5 再犯防止対策の推進**

## **(1) 社会を明るくする運動などの広報・啓発活動の推進**

犯罪をした者及び非行少年の中には生きづらさや恵まれない環境の影



響を受けていたケースがあります。

また、刑務所などを出所した後に立ち直す意欲があっても、偏見などにより就職や居住の確保が難しいことがあります。社会全体で更生や犯罪の防止について理解を深める「社会を明るくする運動」を、保護司会などの更生保護団体と連携して推進します。子どもへの作品募集などを通して更生保護について考える機会を提供します。

## **(2) 更生保護団体への支援**

犯罪をした者及び非行少年の立ち直り支援をしている保護司会や、地域で犯罪防止活動をしている更生保護女性会の事業に人的、経済的支援を継続して行います。

## **(3) 就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用促進**

犯罪をした者及び非行少年が社会復帰する際に、就労先や住居がない場合や、高齢であることや障がいなどの個別の事情がある場合などに、適切な支援を受けられるよう、サービスの周知や関係機関との連携を促進します。

## **(4) 犯罪や非行をした未成年者への立ち直り支援**

犯罪や非行をした未成年者が立ち直り、社会復帰をするには、個人の力だけでは難しく、周囲の理解や支援がなくてはなりません。

このような未成年者を敬遠するのではなく市民、学校、事業者、警察、保護司会及び市が連携して、再び犯罪に手を染めないよう支援します。

# **重点目標 3 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進**

## **1 子どもへの防犯対策の充実**

### **(1) 子どもの危険回避能力の向上**

子どもの安全確保に関する各種施策を推進していますが、常に大人が見守るには限界があります。このことを子どもに理解させ、行動させることは難しいことですが、悲惨な事件を防止するために、家庭、学校、地域と連携して、子どもの危険回避能力向上を図ります。

#### **① 防犯ブザーの携行と活用**

防犯ブザーは、いざという時の子どもの悲鳴の代わりとなり、犯罪者に対する威圧効果、聞き付けた大人による救出の機会を付与する効果の

他、犯罪を企てている者に見せる形で携行することで予防の効果もあります。

本市では、毎年、小学校入学児童全員に防犯ブザーを配布しており、携行・使用の効果啓発して、防犯ブザーの活用を推進します。

## ② 安全教育の推進

子どもに、学校での防犯教室を通じて「どのような人や、車が危ないか」、「どのような道や、場所が被害に遭いやすいか」を教える活動を推進します。

### (2) 保護者等への子どもの安全確保に対する意識の醸成

子どもだけではなく、保護者等についても、子どもの安全確保対策について啓発し、子どもを守るべき存在としての意識を醸成します。

### (3) 子どもとのあいさつ運動の促進

「あいさつ、声かけ」と同じく、学校、PTA、自治会等が連携して、地域における、子どもとのあいさつ運動を促進します。

## 2 学校などにおける防犯対策の充実

### (1) 不審者対応訓練の実施

実際に不審者が施設内に侵入した場合、大人の行動ひとつで子どもの安全は左右されるといっても過言ではありません。子どもへの安全教育だけでなく、職員や保護者についても、様々なパターンを想定した不審者対応訓練を実施し、被害防止を推進します。

### (2) 施設の整備

学校などにおいて、「侵入防止のためフェンスを高くする」、「死角を無くすために植木の剪定をする」などの環境整備による対策、「訪問者への受付の徹底」などの啓発による対策など、万一に備え犯罪を発生させない未然防止対策を図ります。

また、設計段階から、不審者からの侵入防止、死角排除など、防犯に配慮した建築を推進します。

### (3) 防犯カメラ設置の推進

不審者の侵入抑止のため、防犯カメラ設置を推進します。

### (4) 成人年齢引き下げに伴い懸念される被害への対策の推進

独立行政法人国民生活センターの調査では、平成28年から令和2年までの5年間で、18歳又は19歳を契約当事者とする相談の件数は、毎年約1

万件に及んでいます。相談が多い内容は「デジタルコンテンツ」や「アダルト情報サイト」などのデジタルサービスに起因する金銭トラブルです。

成人年齢の引き下げに伴い、これらの消費者被害などにおいて、未成年者取消権が行使できないことから、被害の未然防止及び危険性を周知するため、若年成人への消費者教育及び啓発活動を推進します。

### **3 通学路、公園などに対する安全確保対策の推進**

#### **(1) 通学路、公園などの安全点検**

急激な都市化の進展、社会情勢により、危険箇所は変化しています。子どもとPTA、自主防犯団体が合同で通学路、公園など、子どもが活動する場所の安全点検を実施し、関係機関が的確な防犯対策を推進します。

#### **(2) 防犯カメラ設置の推進**

公園など、子どもが活動する場所の安全の確保のため、防犯カメラ設置を推進します。

#### **(3) 「こども110番の家」活動の効果的活用**

##### **① 「こども110番の家」の増設促進**

「こども110番の家」は、子どもの避難所としての重要性とともに地域における子どもの安全確保活動の中核的存在として極めて重要です。警察と連携のもと、自治会等、PTA、事業者に、「こども110番の家」の増設促進の働きかけを行います。

##### **② 「こども110番の家」への支援**

「こども110番の家」の設置に併せて、子どもが助けを求めてきた場合の対処方法の支援を警察と連携して実施します。

### **4 市民と協働した見守り活動の推進**

地域安全専門員を中心として、自治会等が実施する見守り活動を支援するとともに、活動の活性化を図ります。

### **5 インターネット上の犯罪から子どもを守る取組の推進**

インターネット上の有害情報から子どもを守るため、サイバー犯罪防止講話を実施し、対象に応じたサイバー犯罪への対処能力の向上を図るとともに、情報モラル教育を推進します。

また、防犯教室、防犯講話、情報発信、啓発活動等により、SNSの危険性を周知し、子どもが巻き込まれる犯罪への注意喚起と保護者への啓発活動を推進します。

## 6 女性・高齢者への防犯対策の推進

### (1) 情報発信の推進

女性や高齢者が被害者となる犯罪の対策や犯罪発生状況について、広報おおぶ、市公式ウェブサイト、市公式SNS、防犯教室、啓発活動等により、情報発信を推進します。

### (2) 相談窓口の周知活動

事件に遭遇した場合に活用できる、専門的な知識を有する相談窓口を周知します。

### (3) 事業者への働きかけ

女性従業員を雇用している事業者に、女性へのサポート体制の確保、被害防止対策を図るよう働きかけます。

## 7 特殊詐欺対策の推進

### (1) 啓発活動等の実施

事業者や警察と連携し、金融機関や商業施設などにおいて、啓発グッズなどを用いて、高齢者を対象とする啓発活動を実施し、被害防止を呼びかけます。

犯罪手口が年々巧妙化する特殊詐欺の対策として、被害者層に応じた被害防止活動や市民、事業者等と一体となった被害防止対策に取り組み、特殊詐欺被害の減少を目指します。多様化する犯罪手口に対応するため、新たな手口や多発している手口について情報収集し、タイムリーに情報発信して、被害の未然防止、拡大防止を図ります。

### (2) 防犯講話・教室の実施

専門的知識を有する警察官や地域安全専門員が講師となる講話や特殊詐欺防止教室を実施し、被害の未然防止を図ります。

### (3) 特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助制度

高齢者を狙った特殊詐欺被害を未然に防ぐために、令和3年10月から開始した特殊詐欺防止用電話機器等購入費補助制度を周知し、高齢者宅への特殊詐欺防止用電話機器などの設置を推進し、被害防止を図ります。

## 8 侵入盗対策の推進

### (1) 啓発活動の実施

事業者や警察と連携し、啓発グッズ等を用いた啓発活動を実施し、被害防止を呼びかけます。

## **(2) 防犯診断等の実施**

専門的知識を有する警察官や防犯診断士等が講師となる体験型の防犯活動の一種である住宅及び事業所に対する防犯診断及び地域を対象とした防犯診断等の防犯教室を実施し、防犯対策の普及を図ります。

### **9 自動車関連窃盗対策の推進**

自動車盗を始めとした自動車関連窃盗への対策として、盗難防止用器具を普及促進するため、啓発活動等を推進します。

### **10 犯罪情勢に即応した情報発信の推進**

犯罪情報を踏まえた情報発信により、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗などの個別の犯罪に対する重点的な情報発信を推進します。

警察など関係機関から被害や予兆電話の情報がいった際は、ボランティアネットワークを利用し、SNS、メールマガジン及びファックスによる情報提供を実施し、注意を呼びかけます。

また、特殊詐欺等の個別の犯罪に関する情報を配信するメールマガジンの登録を推進します。

### **11 暴力団排除活動の推進**

#### **(1) 暴力追放運動の推進**

本市では、大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に基づき、暴力追放運動を積極的に推進します。

今後も、警察と連携し「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」の「暴力団追放三ない運動」を推進するとともに、市民、自治会等、事業者に暴力追放運動を啓発します。

#### **(2) 相談窓口の周知及び活動の推進**

暴力団犯罪は、被害の届出がされないケースが多く、届出の遅れにより被害は確実に拡大します。

犯人検挙及び二次被害の防止のため、暴力団犯罪の相談窓口の周知を推進します。

### **12 犯罪被害者等への支援**

#### **(1) 犯罪被害者等への対応**

犯罪等により害を被った方や、その家族又は遺族が直面する問題について相談に応じ、再び平穏な生活を営むことができるよう、様々な支援を行います。

## **(2) 犯罪被害者等支援連絡会議の設置及び開催**

大府市犯罪被害者等支援条例及び大府市犯罪被害者等支援連絡会議設置要綱に基づく支援連絡体制により、対象事案が発生した際は、即時に同会議を開催し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ円滑に実施します。

## **(3) 犯罪被害者等支援金給付制度**

国、愛知県の給付制度に上乗せする支援金給付制度(遺族支援金 30 万円、重傷病支援金 10 万円、精神療養支援金 2 万 5 千円)により、犯罪被害者等が犯罪などにより受けた被害による経済的負担の軽減を図ります。





おおぶ防犯ボランティア養成講座修了認定ピンバッジ

## 第4次大府市犯罪のないまちづくり基本計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年1月策定

大府市犯罪のないまちづくり推進会議

(市民協働部危機管理課)

〒474-8701

大府市中央町五丁目70番地

電話 0562-47-2111 (代表)